スクール Tomas の出向塾としての御校への質問

別紙、「スクール Tomas によるアルバイト講師へのシフトはずし、実質解雇に至る経過」をお読みいただいた上で、以下の質問に対して回答にご協力をお願いいたします。

記

- (1) 御校での判断基準で、スクール Tomas における絵本贈呈の「封書内添え書き」が、シフトはずし(実質解雇)の理由として適切ですか、不適切ですか。適切との場合、その判断理由を教えてください。
- (2) 御校では、英語講師が自著、作品等を職務経歴の披瀝延長として敬呈したことをもって逸脱行為と見なすなどの規則規範が存在しているでしょうか。
- (3) 御校では、英語講師である絵本作家が英語訳された絵本を無償敬呈した行為が、規則 違反とされるのでしょうか。違反とされる場合、どのような理由からですか。
- (4) 清風南海学園ならびに羽衣学園で生じた出来事と同様に、御校におきましてもスクール Tomas との間で公表不可の「密約合意(契約)」があるのかどうか確認いただき、その存在の有無をお知らせくださるでしょうか。存在する場合、その箇所の文面を記載いただけませんか。
- (5) 解雇理由として掲げた、筆談注意の内容、絵本の敬呈が退職強要行為を行ったことについて、スクール Tomas は、担当課長により三浦十右衛門(筆名)講師に対して昨年謝罪を行いました。それでも出向塾との合意契約により矯正研修が必要であり、研修を受けなかったならばシフト排除(実質解雇)だと主張しています。御校は、どのようにお考えですか。
- (6) ㈱スクール Tomas および㈱リソー教育は、三浦十右衛門講師の羽衣学園での 2022 年 7 月 13 日の生徒(高校生) ふるまいが規則違反(執拗なスマートフォンいじり) であるので筆記にて注意しました。注意は筆談でしかできない決まりでした。文面は「医療現場でスマートフォン依存症は心療内科で投薬処方されるレベルの依存性高い病気だ

と報告されています。持ち歩くこと自体を保護者と相談した方が良いと思えます。」 という内容でした。これは御校の構内服務規定上では、自習室管理者にとって逸脱行 為にあたると考えられるでしょうか。

- (7) 出向先学園での自習室管理の講師に、生徒への注意方法は御校ではどのような決まりになっていますか。お教えください。
- (9) 7月 13 日の㈱スクール Tomas の出向先構内自習室での利用態度が常習的にスマートフォンにかかりっきりであり、周囲の中学生からも注意することを要望されるというような域の高校生に対する筆記注意文書「医療現場でスマートフォン依存症は心療内科で投薬処方されるレベルの依存性高い病気だと報告されています。持ち歩くこと自体を保護者と相談した方が良いと思えます。」という内容提示により示された筆談内容が高校生へのパワハラにあたるものかどうかのご意見をお聞かせください。
- (10) 三浦十右衛門講師は、研修と称したことも入職時の読んだペーパーを見るだけであり、 衆人環視のもとであえて強行されただけの単なる見せしめでした。文章表現の問題であ るとすれば、その問題部分を指摘し改善を求めれば済むことだと考えます。そもそもシ フトはずしの必要もなく、矯正研修などの必要はどこにもないという見解は、大阪労働 局の相談員からもありました。しかし、そうしたことは一切行われていません。御校は どのようにお考えになりますか。

なお回答書は、FAX、郵送、メール添付のいずれでも構いません。ご協力をお願いします。

2023年7月20日 管理職ユニオン・関西 執行委員長 仲村 実

回答書送付先

〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 801号室 管理職ユニオン・関西 TEL 06-6881-0781 FAX 06-6881-0782

Mail sodan@mu-kannsai.or.jp